



東大阪市と株式会社ジェイコムウエスト東大阪局

との包括的連携に関する協定

東大阪市と株式会社ジェイコムウエスト東大阪局（以下「両機関」という。）は、地域社会発展のための包括的連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関が包括的な連携及び協力関係のもと、相互の人的及び知的資源等を活用し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 安全、安心なまちづくり及び地域づくりの推進に関する事
- (2) 人材育成、教育及び文化の振興に関する事
- (3) 地域の魅力・情報の発信に関する事
- (4) 環境保全活動に関する事
- (5) その他相互に連携及び協力することが必要と認められる事項

2 前項の連携及び協力に関する具体的な内容は、両機関で協議のうえ決定する。

（連絡調整）

第3条 両機関は、この協定による連携及び協力する事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じ協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 両機関は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密に属する事項については、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し、開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに、両機関のいずれか一方から書面による解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。



(協定の効力)

第6条 この協定は、この協定締結前に両機関がそれぞれ締結している他の協定の効力を妨げないものとする。

(協議)

第7条 この協定の定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年9月15日

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市長

大阪府東大阪市長田東丁目3番9号
株式会社ジェイコムウエスト東大阪局 局長